

司法試験における試験成績の本人通知について

平成17年11月8日司法試験委員会決定

改正 平成18年 9月20日

改正 平成23年11月 9日

改正 平成27年11月 4日

改正 令和 4年11月29日

短答式試験及び論文式試験の全科目を受験した者に対し、次のとおり、成績を通知する。
ただし、2の(1)アについては、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者に限り、
2の(1)イについては、論文式による筆記試験において、全科目につき最低ラインに達している者に限る。

1 短答式試験の結果

(1) 通知事項

ア 短答式試験の科目別得点及び合計得点

イ 短答式試験の合計得点による順位

(2) 通知時期

8月

2 論文式試験の結果並びに短答式試験及び論文式試験の総合評価

(1) 通知事項

ア 論文式試験

(ア) 論文式試験の科目別得点及び合計得点

(イ) 論文式試験の公法系、民事系及び刑事系科目における各問別順位ランク

(ロ) 論文式試験の合計得点による順位

イ 短答式試験及び論文式試験の総合評価

(ア) 総合得点

(イ) 総合順位

(2) 通知時期

合格発表後